

文書分類番号	G 0 3 6
保存期間	10年

広交規第1099号
平成19年12月28日

高速道路交通警察隊長 様
各 警 察 署 長

警 察 本 部 長

一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の新設又は位置の変更に係る交通上の意見聴取の取扱いについて（通達）

一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「バス事業者」という。）からの、路線変更を伴わない停留所の新設又は位置の変更（以下「停留所の新設等」という。）に係る警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）への交通上の意見聴取については、「一般乗合旅客自動車運送事業の停留所の新設にかかる交通上の意見聴取の取扱いについて（通達）」（平成9年7月1日付け広交規第461号）により運用しているところである。

この度、同通達の保存期間が満了となることから、警察署長等が交通の安全と円滑の見地から意見を述べる際の配意事項について改めて通達するので、事務処理上遺憾のないようになされたい。

1 公安委員会及び警察署長等に対する意見聴取の根拠

路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査に関しては、「路線を定める自動車運送事業の免許申請事案の調査の際ににおける都道府県公安委員会の意見聴取等に関する覚書」（昭和40年4月20日運輸事務次官、警察庁次長）等に基づき地方運輸局長等から関係都道府県公安委員会に意見聴取が行われているところである。

このため、本県公安委員会に意見聴取がなされた場合は、警察署長等に交通上の意見について調査依頼しているところである。

このうち、一般乗合旅客自動車運送事業（以下「バス事業」という。）の停留所の新設等については、昭和57年に停留所の位置の変更が、平成9年に停留所の新設が、それぞれ免許申請事案から運輸大臣（現国土交通大臣）への届出事案に変更されたところである。

しかしながら、バス事業の停留所は、交通の状況に大きな影響を与えることから、地方運輸局長等は、覚書（平成9年5月23日警察庁交通局交通規制課長、警察庁交通局都市交通対策課長、運輸省自動車交通局旅客課長）に基づき、停留所の新設等を行おうとする場合の事前の警察署長等への意見聴取の実施について、バス事業者を指導しているところである。

このため、バス事業者が停留所の新設等を行おうとする場合には、国土交通大臣への届出に先立ち、交通の安全と円滑の見地から、新設又は変更後の停留所の位置を管轄する警察署長等に意見聴取を実施しているものである。

2 警察署長等が意見を述べる際の配意事項

- (1) バス事業者からの停留所の新設等に係る意見聴取又は道路使用許可の申請等は、停留所の新設等に係る国土交通大臣への届出に先立ち、十分な事前調整ができるよう時間的余裕をもって行うように指導を行うこと。
- (2) バス事業者から、停留所の新設等に係る意見聴取を受けた場合には、交通上危険な箇所の有無、特に考慮を要する交通規制の状況、その他現場の状況を調査の上、公共性にも十分配意して、停留所の適否について交通上の意見を回答すること。
- (3) 不適当又は条件を付した回答を検討している場合には、事前に交通部交通規制課長に協議すること。

本件担当

交通規制課 企画第2係